



令和 6 年度

村・県民税・森林環境税 特別徴収関係書類つづり

椎 葉 村

椎葉村税務住民課税務グループ

〒883-1601 宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良1762番地1

TEL (0982) 67-3205

FAX (0982) 67-3930

※納税者に退職・転勤等の異動があった場合は速やかに異動届を提出して下さい。

目 次

- 1 特別徴収事務の取扱要領…………… 1 ～ 3
- 2 特別徴収にかかる給与所得者異動届出書の記入のしかた…………… 4 ～ 6
- 3 給与所得者異動届出書 3 枚
- 4 村・県民税・森林環境税特別徴収への切替届出書 2 枚
- 5 特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書 1 枚

※ 給与所得者異動届出書がなくなった場合にはコピーされたものを使用されても結構です。

令和6年度課税 村・県民税・森林環境税特別徴収税額の通知について

村・県民税・森林環境税の特別徴収事務につきましては平素から格別のご配慮とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本年度の特別徴収に関する書類を送付しますので、事務ご多忙中とは存じますがご査収のうえ、ご協力をよろしくお願いいたします。

1. 特別徴収事務の取扱要領

(1) 特別徴収について

特別徴収とは、納税者の便宜をはかる目的から、地方税法第41条及び地方税法321条の3、椎葉村税条例第44条の規定によって納税者が納めなければならない1年間の村・県民税・森林環境税を12分の1ずつに分けて（6月から翌年5月まで）毎月給与の支払われるときに差し引いて、その月分として事業所からまとめて納入していただくことです。

(2) 特別徴収義務者について

地方税法第41条及び地方税法321条の4、椎葉村税条例第45条の規定によって指定を受けられた給与の支払者をいいます。村から「特別徴収税額の決定・変更通知書」が送達されますと、特別徴収の義務が発生します。

(3) 特別徴収税額の通知書の査収について

特別徴収の関係書類を受け取られましたらその内容をご確認ください。（不明な点につきましては係までご連絡ください。）同封の「特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」は、すみやかに各納税者に交付してください。なお、プライバシー保護の観点から、取扱いには十分御配慮ください。また退職、その他の理由で交付ができないときは、異動届出書を記入のうえ、一緒にお返してください。

(4) 毎月の給与から差し引く月額割

この『つづり』と同封してお送りしました「村民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」にもとづいて村県民税を差し引いていただきます。8月分以降については、村から税額変更の通知がない限り7月分と同じ額を差し引いて納入してください。なお、6月分と7月分は同額でない場合が多いので注意してください。また、税額変更が生じた場合は納入書の納入金額（1）の金額を2本線で消して収入金額（2）の給与分（一括徴収分を含む）に変更後の金額を記載して納めてください。

(5) 特別徴収について

特別徴収義務者（各事業所等）は6月から翌年5月まで、各月の村県民税額を給与の支払いをするときに毎月徴収して翌月10日（10日が日曜、祭日にあたるときはその翌日、また土曜日の場合は指定金融機関が休業のため翌々日）までに指定する納入場所へ当村所定の「納付書」によって納入してください。

(6) 納税者が退職または転勤等をされた場合

●《特別徴収にかかる異動届出書》

納税者（非課税の人を含む）が異動（退職・死亡・転勤・長期欠勤等）されて給与の支払いを受けなくなったときは必ず『異動届出書』を記入し、速やかに税務住民課へ提出してください。

【注】届出がない場合あるいは遅延した場合には、納税者が一度に多額の税額を負担することになり、また特別徴収義務者（各事業所等）についても異動月以降の月額割が未納となり、事情不明のまま後日に督促などでご迷惑をおかけすることがあります。

●《給与支払報告書にかかる異動届出書》

当村に提出した給与支払報告書に記載された人のうち（村県民税非課税の人も含みます）4月1日現在で給与の支払いを受けなくなる人がある場合は、その該当者について必ず4月15日までに『異動届出書』を提出してください。

〔このうち《特別徴収にかかる異動届出書》を提出した人については提出不要です。〕

【注】4月16日から後に提出された分については、行き違いのため「特別徴収税額通知書」等を異動未処理のまま送付しますが、翌月で変更させていただきますので、ご了承ください。

※記載にあたっては、「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書の記入のしかた」を参照してください。

(7) 退職・転勤などの場合の未納月額割の取り扱いについて

① 退職等の場合、未納月額割はできるだけ一括徴収してください。なお令和7年1月1日以降に退職される人については、令和7年5月31日までに支払われる給与又は退職金等が、未徴収税額を超える場合は、本人の申し出の有無に関係なく必ず一括徴収してください。（地方税法第321条の5②）

※ 一括徴収とは、給与又は退職手当等の支払いをする際、退職者の未納月額割を全額徴収し、翌月10日までに一般分と合算して納入する方法です。

- ② 一括徴収できなかった未納月額割については、当村が納税通知書を直接納税者に郵送し、本人に納付してもらう方法（これを普通徴収といいます）をとりますので、異動後の住所は必ず本人に確認をとってください。
- ③ 転勤の場合、その転勤先が特別徴収事業所である時は、特別徴収の継続を依頼してください。

【注】①～③のいずれの場合も必ず『異動届出書』を提出してください。

（８）特別徴収税額の変更について

特別徴収税額を通知した後に、その税額に誤りがあったり、また異動のためこれを変更する必要が生じた時は、「村民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」（事業所用）および「村民税・県民税特別徴収税額の変更通知書」〔納税義務者用〕を送付しますので「村民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」〔納税義務者用〕を各納税者に交付してください。この税額変更通知書に基づいて、変更後の月額割を徴収し納入してください。

納税者に異動（退職・休職・転勤など）があった場合は
異動届出書を必ず提出してください。

◎ 特別徴収にかかる異動届出書

5 ページ以降の「異動届の記入例」を参照し、速やかに税務住民課税務
グループへ提出してください。

◎ 給与支払報告書にかかる異動届出書

当村に提出した給与支払報告書に記載された人のうち、4月1日現在にお
いて給与の支払を受けなくなった人がある場合に、4月15日までに提出して
ください。

〔このうち特別徴収にかかる異動届出書を提出した分は、提出不要です。〕

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

椎葉村から送付した税額通知書の指定番号を記入してください。

※不定期とは、1ヶ月を超える期間を定めて給与の支払いを受けている場合等のこと

6月から、退職するまでの給与から徴収した税額を記入してください。

退職などにより、住所を変わ
れた場合は新しい住所を詳しく
記入してください。

(2) 退職により残税額を一括徴収した場合の記入例

令和6年度 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

令和6年度 特別徴収に係る給与所得者異動届出書										年度		① 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
◎異動があった場合は、速やかに提出してください。																	
椎葉村長 殿 令和6年9月1日提出			所在地 〒883-1601 椎葉村大字下福良1762-1		特別徴収義務者 指 定 番 号		○○○○○○○○○										
					宛 名 番 号												
			フリガナ		シイバソン		担連 当 絡 者 先		所 属		総務係						
			氏名又は名称		椎葉村株式会社				氏 名		椎葉 太郎						
個人番号又は 法 人 番 号		○○○○○○○○○○○○○○○○○○		←個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載		電 話		(0982) 11-1111 内線 ()									

給 与 所 得 者	フリガナ	トネガワハナコ				(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
	氏 名	十根川 花子									
	生年月日	S56年 1月 3日									
	個人番号										
	受給者番号	○○○○○									
	1月1日 現在の住所										
異動後の 住 所					12,000 円	3,000 円	9,000 円	令和6 年 8 月 31 日	1. 退職 2. 転任 3. 休職 4. 死亡 5. 支払 6. 合算 7. その他 事由・理由	2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	

椎葉村から送付した税額通知書の
指定番号を記入してください。

一括徴収分を何月分の特別徴収
税額と合わせて納入するかとい
うことを記入してください。

退職などにより、住所が変わられた場合は新しい住所を詳しく記入してください。

1. 特別徴収継続の場合		新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を										
新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指 定 番 号	(新規) 法人番号										月分(翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
	所 在 地	担当 者 連 絡 先 所 属 氏 名										
	フリガナ											
	氏名又は名称	電 話 内線 ()										
納入書の要否 (新規の場合のみ記載)												

2. 一括徴収の場合		左記の一括徴収した税額は、	
理 由	1 1. 異動が当年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が翌年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 8 月 31 日 9,000 円	9 月分(翌月10日納入期限分) で 納付します。	

3. 普通徴収の場合		※ 村 記 入 欄
理 由	1. 異動が当年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 翌年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	

一括徴収とは 残税額を最後の給与又は退職金より差引くことです。令和7年1月4日～4月30日までの退職の場合は申し出がなくても「一括徴収」してください。

令和 年度 給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

令和 年度															年度		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度		
椎葉村長 殿 令和 年 月 日提出										特別徴収義務者 指 定 番 号		〒						宛 名 番 号					
																		担 連 当 絡 者 先		所 属			
										フリガナ		氏名又は名称						氏 名		電 話		内線 ()	
給 与 所 得 者	フリガナ								(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)		異 動 年 月 日		異 動 の 事 由		異動後の未徴収 税額の徴収方法				
	氏 名																						
	生年月日		年 月 日																				
	個人番号																						
	受給者番号																						
	1月1日 現在の住所																						
異動後の 住 所								円		円		円											

※不定期とは、1ヶ月を超える期間を定めて給与の支払いを受けている場合等のこと

1. 特別徴収継続の場合															新しい勤務先へは、月割額 円を 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。															
新 しい 勤 務 先	特別徴収義務者 指 定 番 号		(新規) 法人番号												担 当 者 連 絡 先		所 属 氏 名		電 話		内線 ()		受給者番号		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		右から 番号を 記入		1. 必要 2. 不要	
	所 在 地		〒																											
	フリガナ																													
	氏名又は名称																													
2. 一括徴収の場合															左記の一括徴収した税額は、 月分（翌月10日納入期限分）で 納付します。															
理 由	1. 異動が当年12月31日までで、一括徴収の申出があったため												徴収予定月日		徴収予定額(上記 (ウ) と同額)															
	2. 異動が翌年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため												月 日		円															
3. 普通徴収の場合															※村記入欄															
理 由	1. 異動が当年12月31日までで、一括徴収の申出がないため																													
	2. 翌年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため																													
3. 死亡による退職であるため																														

一括徴収とは 残税額を最後の給与又は退職金より差引くことです。令和7年1月4日～4月30日までの退職の場合は申し出がなくても「一括徴収」してください。

本人から特別徴収への届け（入社・正社員など）が
あった場合は次頁の届出書を提出してください。

◎ 届出書の注意事項を必ずお読みください。

● 村・県民税・森林環境税特別徴収への切替届出書の記入のしかた

特別徴収税額通知書に記載されている指定番号を記入してください。

令和 6 年度 村・県民税・森林環境税 特別徴収への切替届出書

椎葉村長 殿		給与支払者 (特別徴収義務者)	名 称											特別徴収義務者 指 定 番 号			
令和 年 月 日提出			所在地	〒										連 絡 先	所 属		
			法人番号												氏 名		
給 与 所 得 者																	
フリガナ		普通徴収分 期まで納付済み (もしくは納期限が過ぎている)															
氏 名		○普通徴収の納期限 第1期 6月末日 第2期 8月末日 第3期 10月末日 第4期 1月末日 ※納期限が過ぎている分は、特別徴収に変更 することができません。															
(受給者番号)																	
個人番号																	
生年月日		年 月 日生															
1月1日現在の住所		特別徴収分 月分 (月 日納期限) から徴収し、納入する。															
現住所																	
異 動		普通徴収から特別徴収への切替は、納期未到来分に限り ます。納期限を経過した未納分がある場合は、納付者本人が 納付しなければなりません。必ず納税者に納付状況を確認の 上、提出してください。															
年 月 日		年 月 日															
理 由		※注意事項 1.新規で特別徴収を開始するため 2.入社のため 3.その他 () ※村記入欄															
1月1日現在の住所を記入してください。																	
住所を変わられた場合は新しい住所を詳しく記入してください。																	
入社等の年月日を記入してください。																	
該当理由に丸をしてください。																	
変更通知書が届いて給与から差し引ける月分を記入してください。変更通知書は提出した翌月の中旬に届きます。																	
普通徴収での納付済期を記入してください。納付書も同封してください。																	

[illegible]

特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書

特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書

椎葉村長 殿	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	名 称														
		所 在 地														
		代表者の氏 名														
		特別徴収義務者 指 定 番 号														
		個人番号又は 法 人 番 号														
年 月 日 提出			連 絡 先	所 属												
			氏 名													
			電 話													

事 項	変 更 前	変 更 後
フリガナ		
名 称		
フリガナ		
代表者氏名		
フリガナ		
所 在 地 又 は 送 付 先	(〒 —)	(〒 —)
電 話	() —	() —
備 考		変更年月日 令和 年 月 日

※ 所在地・方書・名称には誤読をさけるため必ずフリガナを記入してください。